

東京第一会計ニュース

2024(令和6)年7月1日発行

No.120 CONTENTS

第43回 末広会総会開催のご案内

顧問先紹介【合同会社コーヴコーヒー】

相続税及び贈与税の税制改正

時間外労働の上限規制



いしづえ



相続税及び贈与税の税制改正

6

二〇二四年一月一日から相続税法等が改正されました。相続税対策の一環として贈与を検討されている方にとって重要な改正です。贈与税の課税方法には「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあります。これまで暦年課税での申告が大多数でしたが、今後の贈与については相続時精算課税を選択するケースも増加してくると思われます。

◇二〇二三年一二月三一日 以前の制度

暦年課税

暦年課税とは、1年間に贈与を受けた財産に対して課税される制度です。相続時精算課税を選択していない場合の贈与は全て、この暦年課税となります。年間110万円までの贈与は基礎控除の範囲内に収まるため、贈与税は課税されず、申告も不要ですが、これを超える部分に対して、金額に応じて段階的に上昇する税率で課税されます。

所有する財産を、相続開始前である生前に贈与することにより、相続税課税対象の財産を減らし、相続税の節税をすることができまです。ただし、配偶者や子など、相続の際に相

続人となつた方に対しても相続開始前3年以内に行われた贈与については、相続税申告時に相続財産に加算されます。これを「贈与財産の持ち戻し」と言います。

相続時精算課税

相続時精算課税は60歳以上の親や祖父母から18歳以上の子や孫へ行う贈与が対象で、累計2,500万円までの贈与は課税されず、これを超えると税率20%で贈与税が課税されます。一方、その親や祖父母の相続の際には、これまで贈与した財産は全て相続財産に合算されてしまい、相続税の課税対象となります。その際、既に納付した贈与税は、相続税から控除されます。

なお、この制度を使う場合、予め税務署に、特定の贈与者からの贈与については暦年課税に替えて選択する、という届出が必要です。

相続時精算課税は、相続財産全体が2,500万円以下の場合に選択することで、無税で生前贈与するといった使い方があります。他方では、この制度で行った贈与は全て相続財産となるため相続税の節税効果は限られることや、110万円の基礎控除が無いこと、少額の贈与でも申告が必要であること、一度選択すると暦年課税には戻れない等のデメリットがあり、贈与税の申告全体の1割未満しか活用されていませんでした。

◇二〇二四年一月一日以降の改正点

- ①二〇二七年一月一日以降、生前贈与により取得した財産が相続財産に加算される期間が相続開始前3年以内から7年以内へ、4年間かけて1年ずつ延長されます。
- ②延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで加算対象外になる制度が導入されました。

相続時精算課税（図2）

- ③年110万円の基礎控除が創設されました。それに伴い、年110万円までの贈与は申告が必要になりました。
- ④土地又は建物が被災した場合、贈与の時における価額から、その災害による被災価額を控除可能になりました。

図1

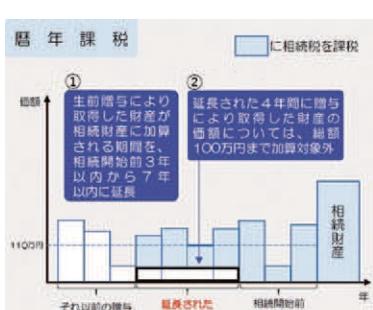
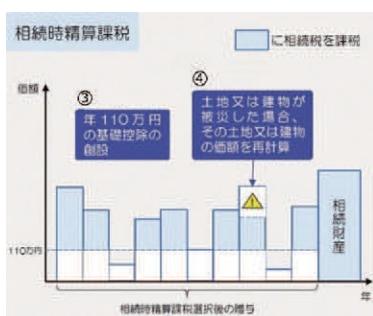


図2



2024年1月1日以降の暦年課税と相続時精算課税 比較表

	暦年課税	相続時精算課税
贈与者(渡す側)	誰からでもよい	贈与をした年の1月1において60歳以上である父母 または祖父母(特定贈与者)
受贈者(受け取る側)	誰でもよい	贈与を受けた年の1月1において18歳以上の子および孫 (受贈者が、父からや母からなど特定の贈与者ごとに選択可能)
控除額	その年に受けた贈与を合算し、 基礎控除年間110万円	相続開始するまで贈与税の特別控除2,500万円 特定贈与者からの贈与基礎控除年間110万円 (その他の人からの暦年課税は別枠で年間110万円)
控除額を超過した部分に対する税率	10~55% (累進課税)	一律20%
贈与税の申告	110万円を超えたなら申告 初年度は相続時精算課税選択届出書を提出	
贈与財産の持ち戻し	相続人が相続開始前7年に受けた 贈与財産は贈与時の価額で 相続財産に加算する (ただし3年よりも前の4年間に ついては合計100万円まで 加算されない)	贈与財産は全て、贈与時の価格で相続財産に加算する ただし、毎年110万円までは加算しない
有利になりやすいケース	・贈与期間が長期間の場合 ・孫に贈与する場合	・贈与期間が短期間(7年以内)の場合 ・相続財産が非課税の範囲で、下記のような財産を生前贈与する場合 (将来的に値上がりする資産(株式、不動産等)、収益不動産、現金一括贈与)
注意点	・時効は原則6年	・相続時精算課税を選択後は、年110万円を超える贈与は全て相続財産に加算される ・一度選択すると、相続時まで継続(暦年課税への再変更はできない) ・小規模宅地の特例との併用は不可 ・孫に贈与すると相続税の2割加算あり ・不動産贈与の場合、相続と比較し登録免許税や不動産取得税の負担が増加 ・値上がりを見込んで贈与した資産が値下がりした場合は逆効果になる可能性が高い

今回の改正により、相続時精算課税の利便性が向上し、一方で暦年課税の欠点である持ち戻し期間が延長されています。改正後に子や孫へ贈与する場合、どちらの制度が節税になるか気になるところです。その答えは、相続までの期間・相続人の構成・相続財産の内容や金額・毎年の贈与額・いつ相続時精算課税を選択するか等により変動するため一概には言えませんが、相続時精算課税が節税となる場面は増加するでしょう。

ただし、相続時精算課税の致命的な欠点と言える、「一度選択した後は暦年課税に戻せず、選択後の年110万円を超える贈与は全て相続財産となる」点は変わりません。これについて考えられるリスクのひとつに、みなし贈与と呼ばれるものがあります。子の借金を肩代わりした、子に不動産を時価よりも安い金額で売却した等の行為が、贈与の認識が無くても課税対象になってしまいます。子のために行ったこれらの行為が、暦年課税で時効とされる年数を経過しても、相続時精算課税では相続財産の対象となり続ける恐れがあります。

今後、贈与税・相続税の制度が変わる可能性もあり、先を見据えた慎重な判断が必要です。詳しくは、弊社担当者までご相談ください。

◇相続時選択課税を選択すべきか

時間外労働の上限規制

働き方改革という言葉を聞いたことがあるでしょうか？政府主導による「働く人たちが、それぞれの事情にあわせて、多様な働き方を選択できる社会」を実現するための取り組みのことを目指します。二〇一九年から働き方改革に関連する法律が順次施行され、時間外労働の上限規制や残業の割増賃金率の引き上げなどが実施されています。

その一環として、二〇二四年四月から時間外労働の上限規制が建設業、運送業、医師にも適用されました。その他の業種では二〇一九年（中小企業では二〇二〇年）から適用されており、残業が長くなりがちなことを理由に猶予期間が設けられていた業種も例外ではなくなりました。これを機に時間外労働の管理について今一度確認してみましょう。

残業時間の考え方

時間外労働を管理するには、法定外残業時間と法定休日労働を把握する必要があります。法定外残業は1日8時間、1週40時間を超えて働いた時間を言います。例えば、休憩を除いて1日9時間労働させた場合は1時間が法定外残業です。また、月曜日から土曜日まで一日7時間労働させた場合は2時間が法定外残業となり、割増賃金を25%支払う必要ができます。

法定休日労働は一週間に一度も休日が無かつた場合の、本来の休日に対する労働を言います。

例えば、月曜日～日曜日まで休日なく労働せた場合には日曜日の労働は法定休日労働となります。割増賃金は35%です。

上限規制の内容

今回の改正で、法定外残業時間の上限は、原則として月45時間かつ年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。仮に法定外残業時間の上限を超えてしまうと、以下のような負担やリスクが生じます。

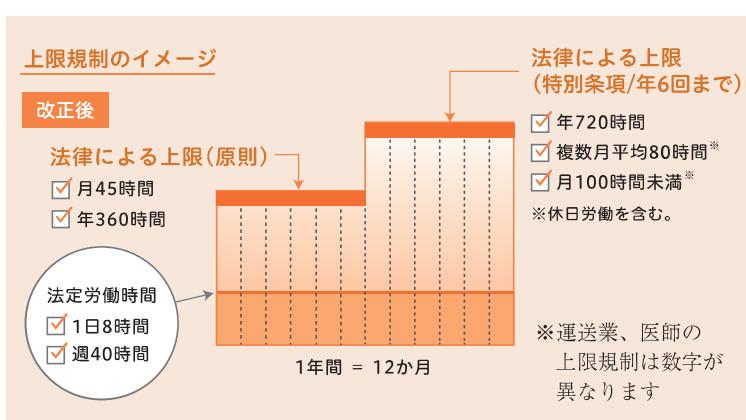
- ・月60時間を超える時間外労働の割増賃金率引き上げ（50%）
- ・労働基準法等違反による罰則
（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）
- ・各種営業許可の取り消し

使用者と労働者の時間外労働及び休日労働に関する取り決めである「三六（サブロク）協定」で臨時の特別の事情を労使合意の上事前に定めておけば、これを例外的に超えることができますが、その場合でも以下の条件を全て守る必要があります。

- ①法定外残業が年720時間以内
- ②法定外残業と法定休日労働の合計が月100時間未満
- ③法定外残業と法定休日労働の合計について、2～6ヶ月平均がいずれも80時間以内
- ④法定外残業が月45時間を超えることができるのは年6回が限度

対策

まずは、実態としてどれくらい法定外残業が発生しているかを把握することが大切です。国としても企業による業務効率化や労働時間削減のための努力を推進しており、各種助成金も用意されています。これらを活用して業務効率化に必要な機械等の購入費用に充てることも可能です。労働者と残業削減への意識を共有しながら、業務の見直しを行っていきましょう。



出典：厚生労働省 時間外労働の上限規制